



### News 3

## 自転車乗車用ヘルメットの購入費補助制度をご利用ください

自転車乗車用ヘルメットの着用を促進し、自転車事故によるけがを軽減するため、自転車乗車用ヘルメットの購入費の一部を補助します。

- ▶対象
  - 購入日および申請日に市内に在住している方
  - 令和3年度中に7～18歳または65歳以上である方
  - 市税を滞納していない方

大府市交通安全条例の一部改正に伴い、4月1日(木)から自転車利用者の乗車用ヘルメット着用を努力義務としています。

- ▶補助対象経費 4月1日(木)以降に次のいずれかの認証を受けた新品の自転車乗車用ヘルメットの購入費
  - SGマーク ●JCFマーク ●CEマーク ●GSマーク ●CPSCマーク
  - 上記に類する認証を受けたマーク
- ▶補助額 購入額の2分の1で上限2000円
- ▶申込 ヘルメットの購入日から起算して30日以内に申請書に必要書類を添えて、直接申込先へ。

※1人1個まで補助が受けられます。申請書は、申込先または市ウェブサイトにて用意しています。詳細は、市ウェブサイトをご覧ください。

問・申込先 危機管理課 ☎(45)6320



### News 1

## 公立保育園の一時的保育を無料で利用できる 家庭で子育て応援クーポンを交付します

家庭で子育てをしている保護者の育児疲れの解消などを図るため、公立保育園の一時的保育を無料で利用できるお試しクーポンを交付します。

- ▶対象 次の全てに該当する対象児がいる保護者
    - 1歳～交付申請する年度に3歳の誕生日を迎える子ども
    - 市内に住民票がある
    - 保育所などに入所していない
  - ▶交付枚数 対象児1人につき6回分
  - ▶利用期限 子どもが3歳に到達後の最初の3月31日まで
  - ▶申込 4月1日(木)から申請書に必要事項を記入し、子ども未来課に郵送または直接子ども未来課・各児童(老人福祉)センター・健康増進課・子どもステーションへ。
- ※申請書は、子ども未来課・各児童(老人福祉)センター・健康増進課・子どもステーション・市ウェブサイトにて用意しています。詳細は、市ウェブサイトをご覧ください。



問 子ども未来課 ☎(45)6229 〒474-8701住所不要

### News 4

## 公民館等学習室「まなスポット」をご利用ください

公民館といいきプラザでは、図書室などを学習室「まなスポット」として開放します。平日だけでなく、夏休みなどの長期休暇や休日の学習室としてもご利用ください。

- ▶利用時間 9:00～22:00(休館日を除く)
- ▶場所 公民館・いいきプラザ

問 協働推進課 ☎(45)6215

### News 5

## 市民意識調査結果を公表します

今後の市政運営に活用するため、市民の皆さんの行政サービスへの満足度・重要度、取り組まれている活動、地域社会との関わりなどについて調査し、令和2年度市民意識調査報告書として結果をまとめました。報告書は、市ウェブサイトと企画広報課で閲覧することができます。

- ▶全体で78.4%の方が評価すると回答した新型コロナ対策で特に評価された施策ベスト3
  - ①1人10万円の特別定額給付金の早期給付
  - ②水道料金の基本料金(4カ月分)の免除
  - ③市民向け不織布マスクのあっせん販売
- ▶行政サービスに対する満足度ベスト5(第6次大府市総合計画の目標値がある27項目中)
  - ①水の安定供給(80.0%)
  - ②消防・救急体制の充実(64.5%)
  - ③子どもを産み育てやすい環境の整備(62.9%)
  - ④幼児期の保育・教育の充実(62.8%)
  - ⑤身近な地域で生活しやすいまちの形成(56.5%)

※満足度は「満足」または「おおむね満足」と答えた人の割合。

- ▶調査期間 令和2年8～9月 ▶調査対象 市内在住の18歳以上の方(3000人を無作為抽出)
- ▶調査方法 郵送配布・回収 ▶回収数 1375人(回収率45.8%)

問 企画広報課 ☎(45)6214

### News 2

## 養育費の不払いを防ぎ、確保するための支援制度をご利用ください

養育費の取り決め内容を公的書類として残すための費用(公正証書作成費)や養育費の支払いが滞った場合に保証が受けられる保証契約(養育費保証契約)に係る費用を市が補助します。

- ▶補助対象経費
    - ①公正証書作成費用・家庭裁判所の調停申し立てまたは裁判に要する収入印紙代・戸籍謄本等添付書類取得費用・連絡用の郵便切手代
    - ②養育費保証契約に要する初回分保証料
  - ▶対象 申請時点で市内に在住し、養育費の対象となる子どもを養育しているひとり親家庭の父または母で次の要件に該当する方
    - ①●4月1日(木)以降に作成した養育費の取り決めについての公正証書などがあること
    - ②●4月1日(木)以降に契約期間1年以上の養育費保証契約を締結すること
      - 養育費の取り決めについての公正証書などがあること
      - 保証期間が1年間以上の養育費保証契約を締結していること
      - 児童扶養手当を受給中またはこれと同程度の水準にあること
  - ▶補助額
    - ①公正証書作成などに要した費用で上限4万円
    - ②初回分保証料と取り決めた養育費の月額いずれか低い額で上限5万円
  - ▶申込 4月1日(木)～翌年3月31日(木)に申請書に必要事項を記入し、直接申込先へ。
- ※申請書は、申込先または市ウェブサイトにて用意しています。

問・申込先 子ども未来課 ☎(45)6229